

江南市下水道事業經營戰略(案)

令和3年度～令和12年度



江南市

目次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略策定の趣旨と位置づけ	1
2.	計画期間	2
第2章	下水道事業の概要	3
1.	下水道事業の現況	3
2.	下水道使用料の現況	5
3.	下水道事業の現状分析と将来の見通し	6
4.	組織の状況	19
5.	投資及び財政に関する課題と解決に向けて	20
第3章	経営の基本方針	21
第4章	投資・財政計画	22
1.	投資に関する取り組み	23
2.	財政に関する取り組み	24
3.	その他の経費についての考え方	25
4.	投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明	27
第5章	経営戦略の事後検証等	32
1.	経営戦略の見直しの方針	32
2.	計画の推進と点検・進捗管理の方法	32

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、市民の生活環境を快適にするための重要な役割を担っています。街並みや道路の整備が進み、家庭では当たり前のように電気・ガス・水道が使われている一方で、捨てられる汚水（し尿及び生活雑排水）も生活環境に適した処理が求められています。

本市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全を目的として平成5年度に事業着手（整備開始）し、平成14年度に供用開始^{注1}して以来、整備を進めてきました。

整備の推進にあたっては、事務事業の効率化や人員配置の適正化といった経営の効率化を図りながら行っているものの、下水道施設の整備・維持管理には多額の費用を要することから、財源を一般会計繰入金^{注2}に大きく依存する状況が続いています。また、国、地方とも厳しい財政状況の中、人口減少・少子高齢化等による社会情勢の変化、節水意識の向上による有収水量^{注3}の減少等、本市においても下水道の整備を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、本市の一般会計においては、今後、大規模事業が控え、財政運営は一段と厳しくなっていくことが見込まれています。

こうした状況の中で、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、適正かつ計画的に下水道施設の整備・維持管理や今後の更新への対応、事務事業の効率化等、経営基盤強化のための取り組みをより一層推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが求められています。

このため、本市では、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用^{注4}（以下、「法適化」という。）し、令和2年4月より公営企業会計^{注5}に移行することで下水道事業の財務を明確化したうえ、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を策定することとしました。

^{注1} 供用開始：下水道が整備され、下水道の使用を開始すること。

^{注2} 一般会計繰入金：地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計（税金）から繰り出される資金。国の基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

^{注3} 有収水量：下水道処理場へ流れる排水のうち、不明水（p.23 注22 参照）を除いた汚水量のこと。

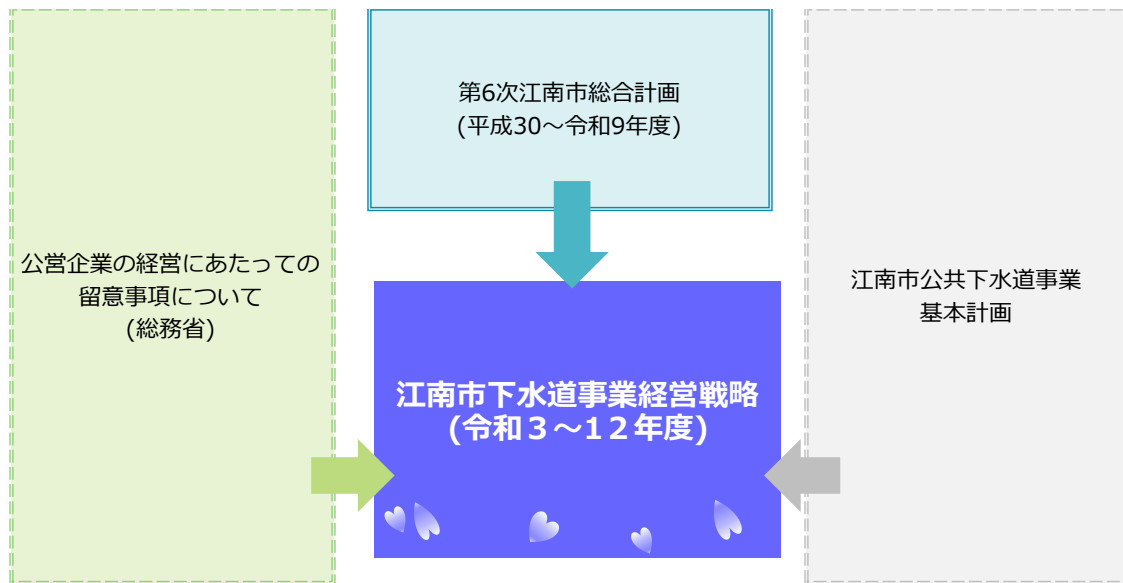
^{注4} 地方公営企業法の適用：地方公営企業（p.21 注17 参照）にかかる組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めた地方公営企業法に基づき、一般企業の会計基準と同様の仕組みを持った公営企業会計を適用すること。法の規定のうち、財務、組織、職員の身分取扱い等の全部を適用することを全部適用、財務の適用のみを一部適用といい、本市の下水道事業では一部適用を選択している。

^{注5} 公営企業会計：一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行う会計方式のことで、経営状況をより明確化できるメリットがある。

(2) 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「公営企業の経営にあたっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省通知）」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。今後の下水道事業における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消等、経営健全化の取り組みを定めるもので、「第6次江南市総合計画^{注6}」や「江南市公共下水道事業基本計画^{注7}」との整合を図ります。

【経営戦略の位置づけ】



2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」という考え方に基づき、中長期的な展望を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

^{注6} 第6次江南市総合計画：江南市の将来像を実現するための、市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、市の最上位に位置づけられている計画。

^{注7} 江南市公共下水道事業基本計画：下水道の全体像を明示し、下水道整備の方向付けを行う全体計画。

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の現況

(令和2年3月31日現在)

整備開始年月	平成6年3月
供用開始年月	平成14年8月
法適化の時期	令和2年4月1日 (一部適用(財務規定等))
処理区域面積	636.6ha
処理区域内人口	41,009人
処理区域内人口密度	64.4人/ha
普及率 ^{注8}	40.8%

(1) 江南市下水道事業について

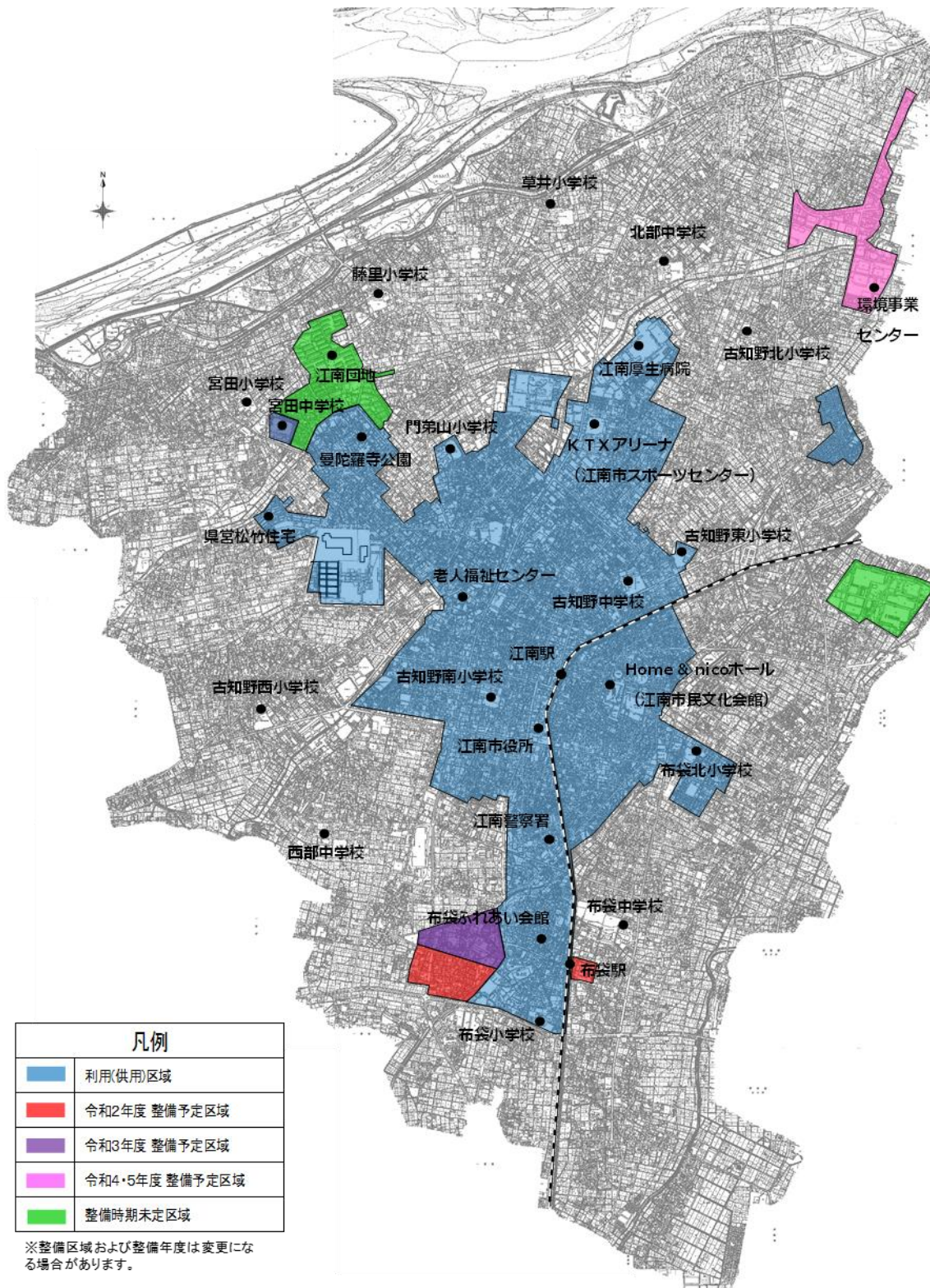
本市の下水道事業は、2以上の市町村により構成される流域関連公共下水道で、愛知県が下水道処理場と主要な下水道管（流域幹線）を、市が市内の家庭や工場等からの汚水を集めるための下水道施設を建設し、維持管理を行っています。

なお、本市の汚水は、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町を計画区域とする五条川右岸流域下水道に接続し、岩倉市北島町にある五条川右岸浄化センターにて処理されています。

^{注8} 普及率：人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合。

(2) 江南市下水道事業利用(供用)区域及び整備予定区域

下水道事業利用(供用)区域及び整備予定区域は、次のとおりです。



2. 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料（以下、「使用料」という。）は、使用水量にかかわらず固定的に発生する経費を賄い、経営の安定性を確保するため、基本使用料^{注9}に使用水量により決まる超過使用料^{注10}を加算して算出しています。

(1) 使用料

区分		汚水排出量	使用料
一般用	基本使用料	5m ³ 以下	425 円
	超過使用料	5m ³ 超～10m ³ 以下	85 円/m ³
		10m ³ 超～20m ³ 以下	95 円/m ³
		20m ³ 超～30m ³ 以下	120 円/m ³
		30m ³ 超～50m ³ 以下	145 円/m ³
		50m ³ 超～100m ³ 以下	160 円/m ³
		100m ³ 超～500m ³ 以下	190 円/m ³
		500m ³ 超	215 円/m ³
公衆浴場用	基本使用料	100m ³ 以下	4,250 円
	超過使用料	100m ³ 超	47 円/m ³

※別途、消費税相当額を加算

※使用料収入総額を有収水量で割った使用料単価は約 120 円

(2) 使用料改定

本市では、これまで使用料の改定をしていません。

なお、普及率が低い段階では十分な使用料収入が得られないため、汚水処理に要する費用を下水道利用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金を活用することはやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁する必要があります。

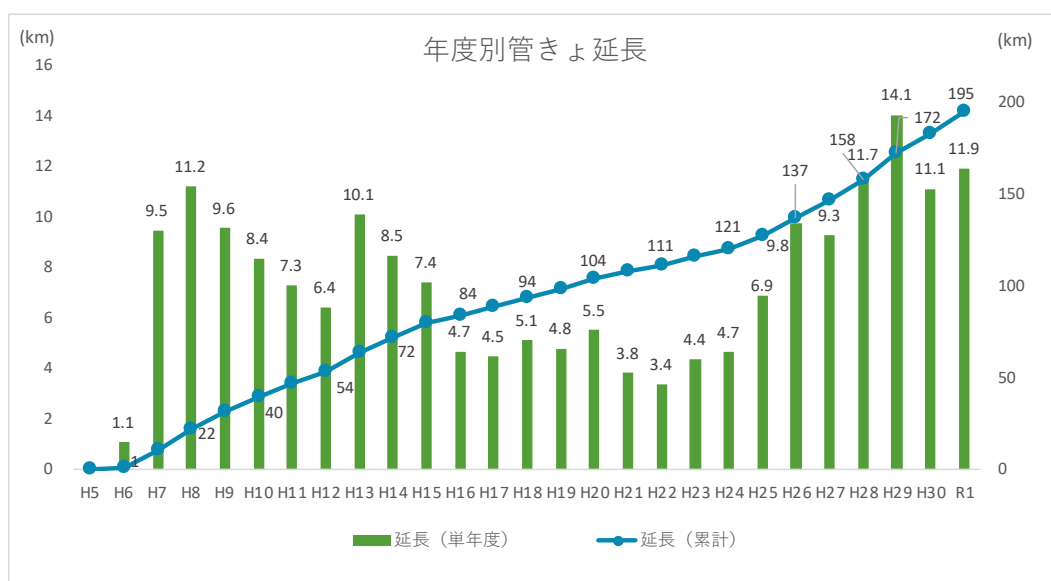
^{注9} 基本使用料：使用水量に関係なく定額で徴収する使用料。

^{注10} 超過使用料：基本使用料を超えた使用水量について、使用水量に応じ加算される使用料。

3. 下水道事業の現状分析と将来の見通し

(1) 管きよの整備状況

令和元年度末現在の管きよ^{注11}延長は約 195 kmです。本市の下水道事業は平成 5 年度に整備開始し、平成 14 年度に供用開始しているため、法定耐用年数（50 年）に達する管きよはありませんが、今後の更新投資を見越して計画的に長寿命化対策を進める必要があります。



(2) 普及率、人口及び処理区域内人口の見通し

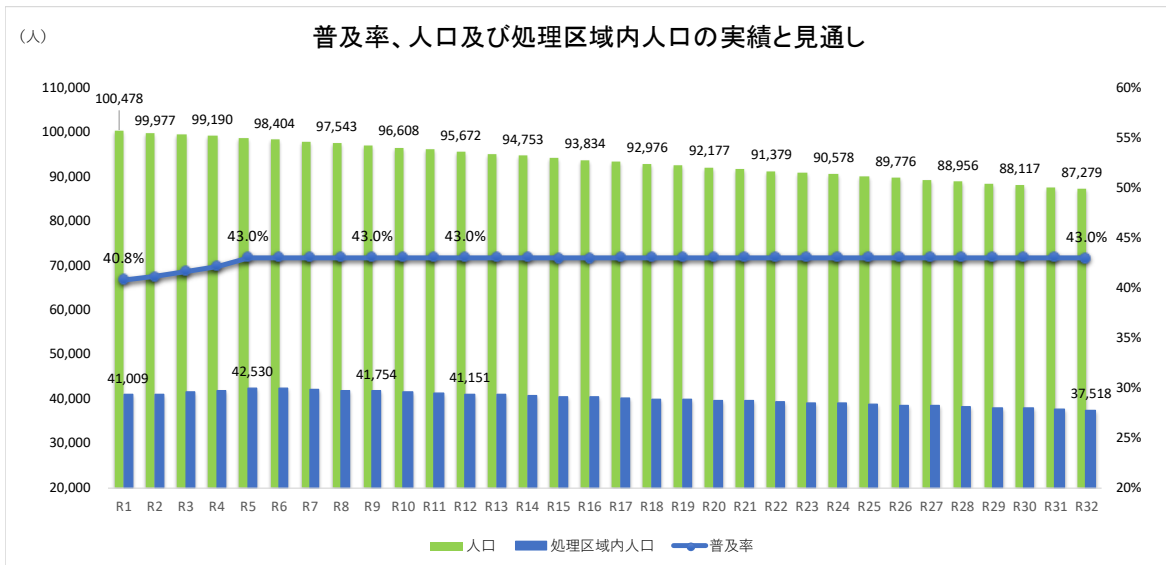
本市の人口は、令和元年度の 100,478 人から経営戦略の計画最終年度である令和 12 年度には 95,672 人となり、約 5%減少する見通しとなります。

今後、本市では、令和 5 年度に市街化区域^{注12}の下水道整備を完了し、その後は、施設・設備の維持管理及び更新を行う予定です。そのため、普及率は令和 5 年度に 43.0% に到達した後、横ばいになると見込んでいます。

また、下水道が利用できる環境となった地域の人口（処理区域内人口）は、令和 5 年度に 42,530 人とピークを迎えた後は、人口減少に伴い、処理区域内人口も緩やかな減少に転じる見通しとなります。

^{注11} 管きよ：下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を下水道処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

^{注12} 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。なお、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

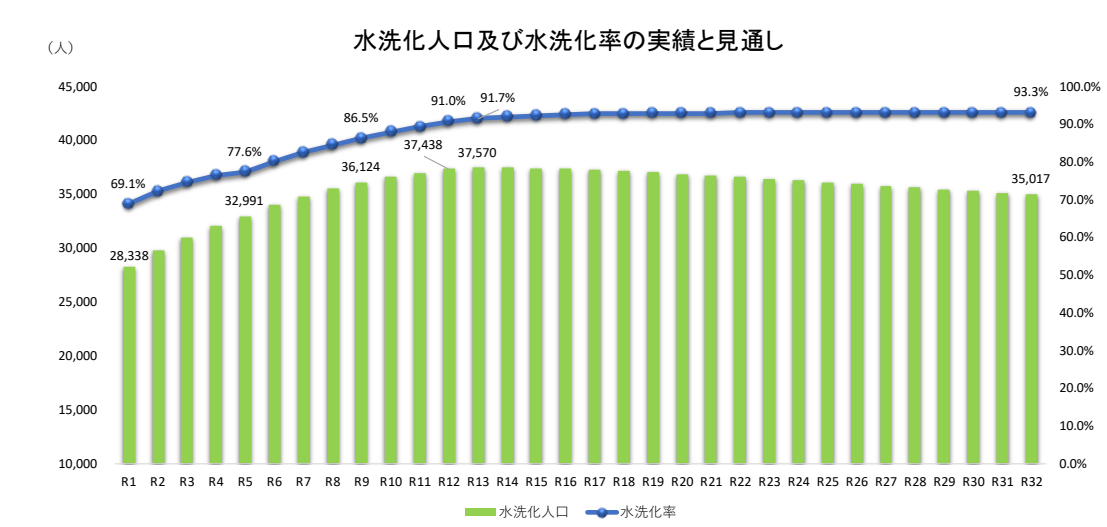


(3) 水洗化人口と水洗化率の見通し

下水道接続人口（水洗化人口）は、下水道整備に伴い、令和元年度の28,338人から令和12年度には37,438人となり、約32%増加する見通しとなります。

今後、令和5年度に予定している下水道整備完了の後、下水道への接続が進むことで水洗化率^{注13}が上昇することを見込んでいます。

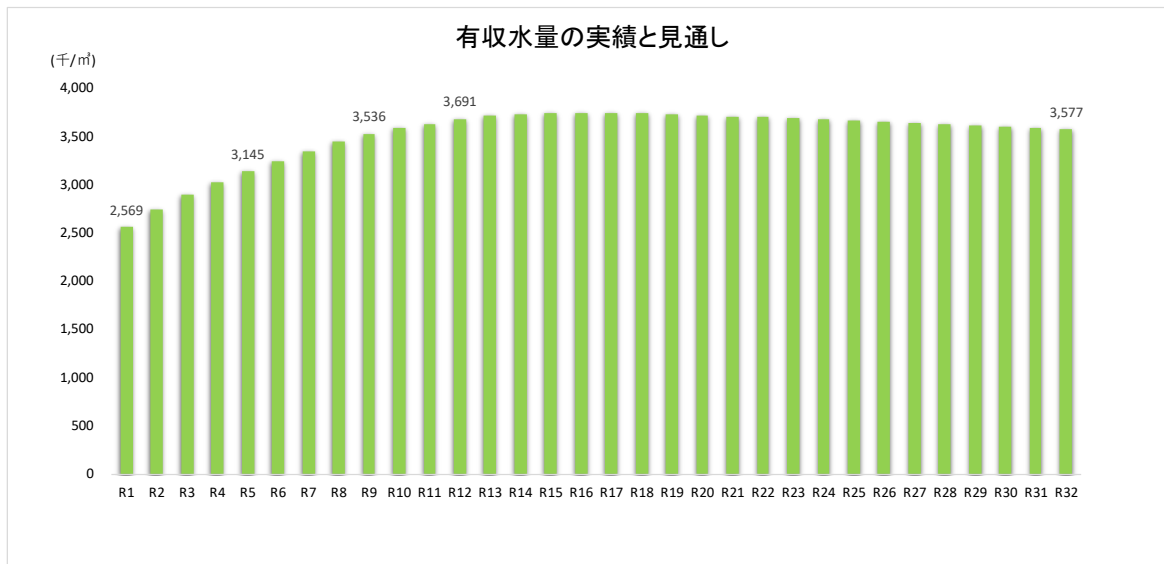
また、水洗化人口は普及率と水洗化率の上昇に伴い、令和13年度に37,570人と最大値となりますが、その後は、人口減少が続く見通しであることに加え、水洗化率の上昇率がピークを迎えるため、水洗化人口も緩やかに減少していく見通しとなります。



注13 水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口（水洗化人口）の割合。

(4) 有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の増加に伴い上昇する見通しとなります。令和元年度の2,569千/m³から令和12年度には3,691千/m³となり、約44%増加する見通しとなります。

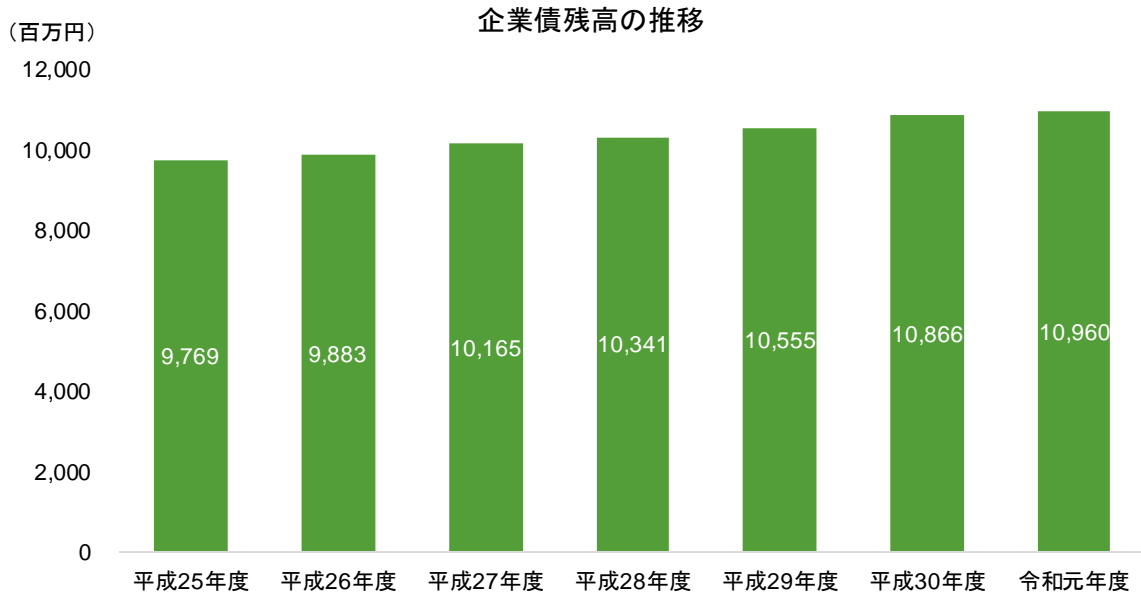


●水洗化人口と有収水量の見通し

	令和元 年度	令和5 年度	令和9 年度	令和12 年度
水洗化人口(人)	28,338	32,991	36,124	37,438
(令和元年度比較)	—	約16%増	約27%増	約32%増
有収水量(千m ³)	2,569	3,145	3,536	3,691
(令和元年度比較)	—	約22%増	約38%増	約44%増

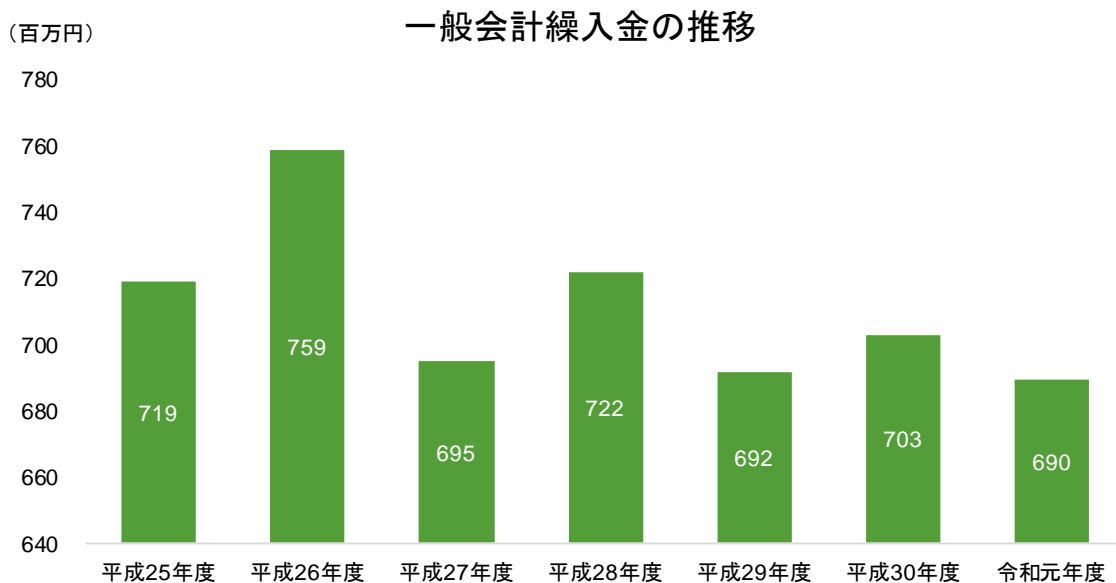
(5) 企業債残高の推移

企業債^{注14}の残高は増加傾向にあり、整備を進める中で更に増加する可能性があるため、留意が必要となっています。



(6) 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金（基準内繰入金及び基準外繰入金の合計）は、毎年度7億円程度の額で推移しています。上に記した多額の企業債に加え、一般会計繰入金を活用し下水道を整備している状況となっています。



^{注14} 企業債：地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。いわゆる借金のこと。

(7) 近隣市町及び類似団体との比較

① 比較団体

平成 30 年度の本市の下水道事業の現状について、近隣市町及び類似団体との比較により分析しました。比較団体の一覧は、次のとおりです。

区分	市町名	類型区分	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)	供用開始後年数	選定基準
-	江南市	Bc2	38,687	65.5	16	-
近隣市町	犬山市	Bd2	50,021	46.4	29	五条川右岸流域下水道を利用しており、平成 30 年度末現在、地方公営企業法の適用を受けていない市町
	岩倉市	Bb2	32,004	86.0	23	
	大口町	Cc2	19,172	42.3	22	
	扶桑町	Cb3	15,076	62.8	11	
類似団体	大府市	Bc2	77,395	60.1	29	本市と同じ類型区分である「Bc2」の市町村のうち、平成 30 年度末現在、地方公営企業法の適用を受けていない愛知県内の市町
	日進市		67,900	70.3	29	
	東郷町		34,947	70.6	21	
	武豊町		34,304	52.4	27	

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

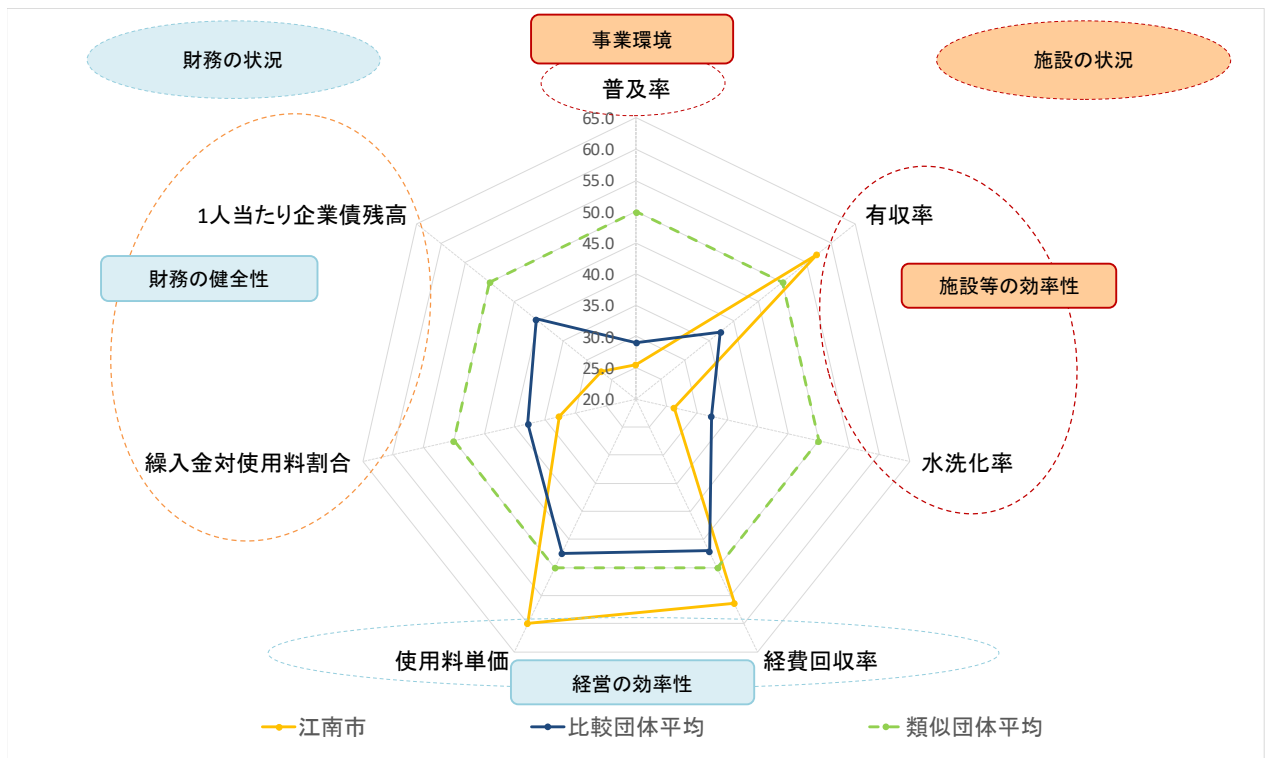
《参考》類型区分抜粋（総務省）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
3万人以上	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
		30年未満	Bd2
3万人未満	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
	25人/ha以上	30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3

② 経営指標比較（チャートグラフ）

「経営指標比較（チャートグラフ）」のチャート上の数値は偏差値であり、実際の数値ではありません。また、偏差値は類似団体平均を基準値としており、数値が高いほど優れた状態を表しています。

本市の現状は、比較団体平均に対し、有収率、経費回収率、使用料単価については、比較的優れた状態を示しています。一方、それ以外の指標については、劣った状態を示しています。



経営指標			
指標	1. 施設の状況	事業環境	普及率
		施設等の効率性	有収率 水洗化率
	2. 財務の状況	経営の効率性	経費回収率
		財務の健全性	使用料単価 繰入金対使用料割合 1人当たり企業債残高

③ 各経営指標の比較

【事業環境】

普及率

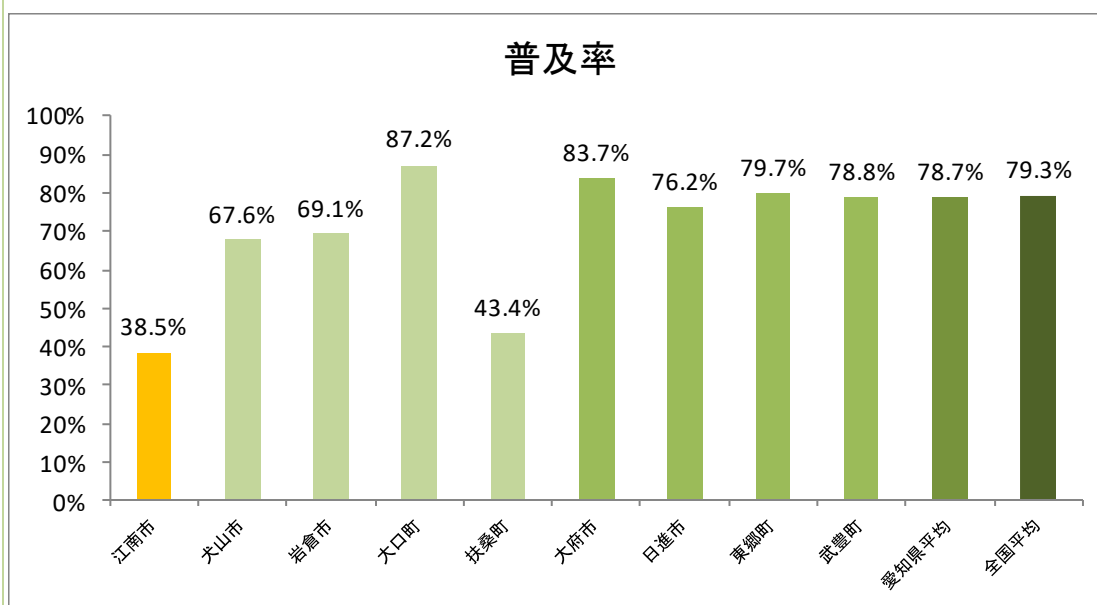
(算定式)

- $\text{処理区域内人口} \div \text{人口} \times 100$

(指標の説明)

- 人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道の整備が進んでいることを示す。

(比較表)



平成 30 年度末

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

(考察)

- 普及率は、供用開始年月が遅く、平成 25 年度まで単年度当たりの整備面積が小さかったため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【施設等の効率性】

有収率																								
(算定式)																								
<ul style="list-style-type: none">年間有収水量 ÷ 年間排水量 × 100																								
(指標の説明)																								
<ul style="list-style-type: none">下水道処理場へ流れる排水のうち、有収水量の割合を表した指標。100%に近ければ近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示す。																								
(比較表)																								
<div style="text-align: center;"><h3>有収率</h3><table border="1"><caption>有収率比較表</caption><thead><tr><th>自治体</th><th>有収率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>江南市</td><td>94.6%</td></tr><tr><td>犬山市</td><td>70.6%</td></tr><tr><td>岩倉市</td><td>90.4%</td></tr><tr><td>大口町</td><td>74.8%</td></tr><tr><td>扶桑町</td><td>94.6%</td></tr><tr><td>大府市</td><td>94.4%</td></tr><tr><td>日進市</td><td>93.7%</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>87.1%</td></tr><tr><td>武豊町</td><td>94.9%</td></tr><tr><td>愛知県平均</td><td>88.0%</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>81.4%</td></tr></tbody></table></div> <p style="text-align: right;">平成 30 年度末</p>	自治体	有収率 (%)	江南市	94.6%	犬山市	70.6%	岩倉市	90.4%	大口町	74.8%	扶桑町	94.6%	大府市	94.4%	日進市	93.7%	東郷町	87.1%	武豊町	94.9%	愛知県平均	88.0%	全国平均	81.4%
自治体	有収率 (%)																							
江南市	94.6%																							
犬山市	70.6%																							
岩倉市	90.4%																							
大口町	74.8%																							
扶桑町	94.6%																							
大府市	94.4%																							
日進市	93.7%																							
東郷町	87.1%																							
武豊町	94.9%																							
愛知県平均	88.0%																							
全国平均	81.4%																							
【出典】地方公営企業年鑑（総務省）																								
(考察)																								
<ul style="list-style-type: none">有収率は供用開始年月が遅いことや五条川右岸浄化センターに比較的近いこともあり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。																								

【施設等の効率性】

水洗化率

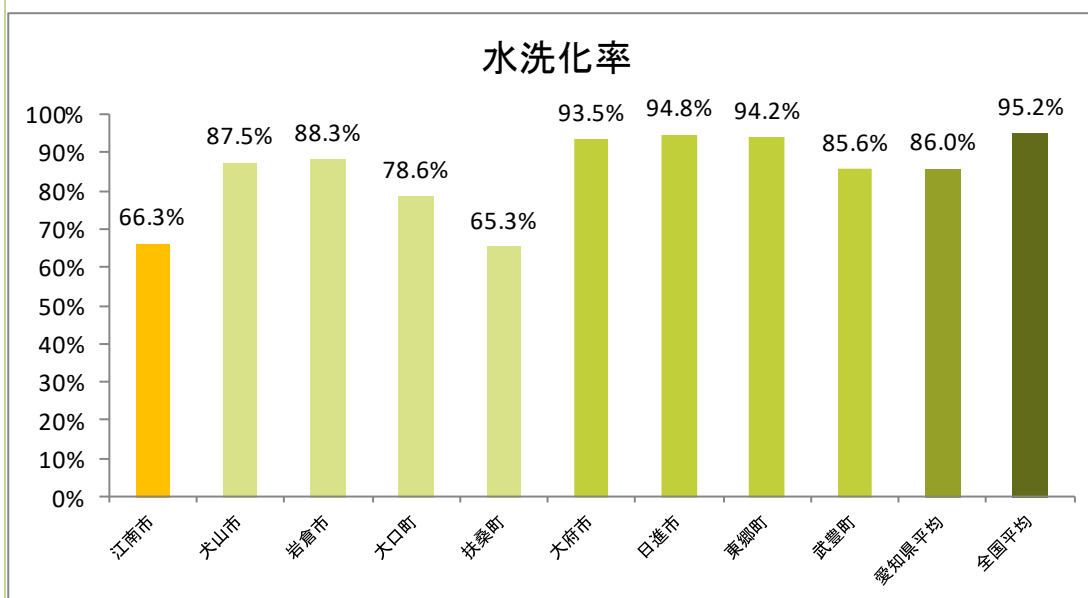
(算定式)

- $\text{下水道接続人口（水洗化人口）} \div \text{処理区域内人口} \times 100$

(指標の説明)

- 処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道の接続が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 水洗化率は令和 2 年度現在も整備中であることや、平成 26 年度以降に単年度当たりの整備面積を増やした影響等があり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

経費回収率

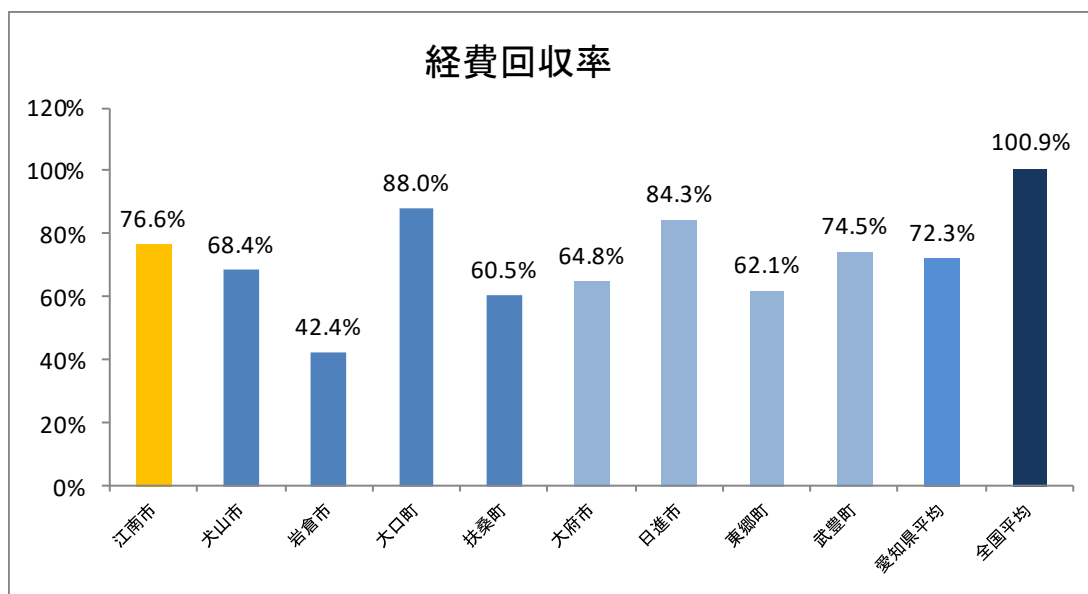
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 汚水処理費（公費負担分を除く。） × 100

(指標の説明)

- 汚水を処理するために必要な経費（使用料で回収すべき経費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
- 100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 経費回収率は汚水処理費が低いことにより、愛知県平均及び比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、全国平均と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

使用料単価

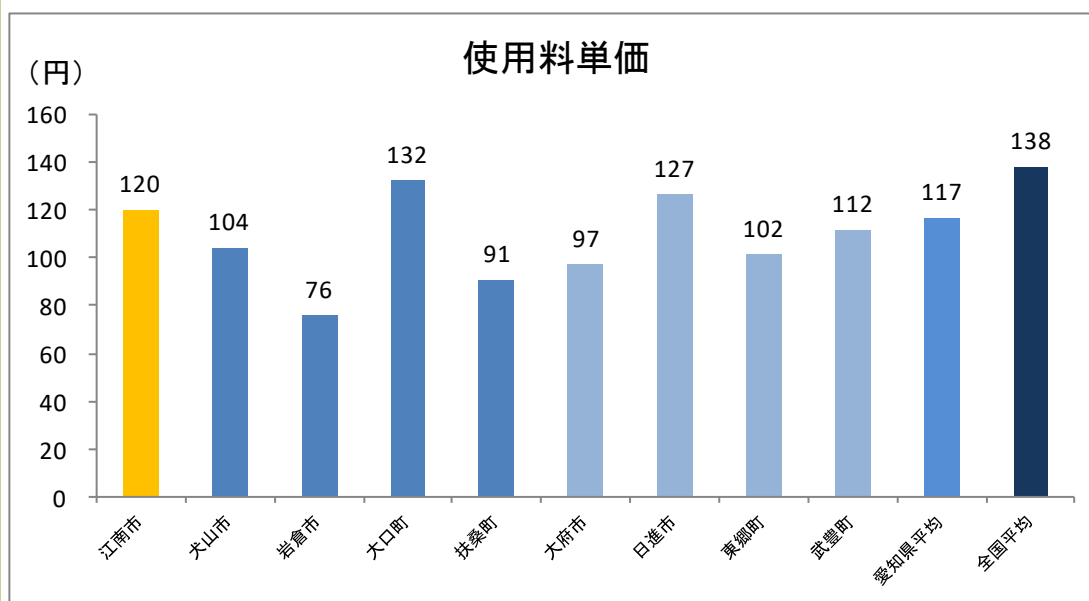
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 年間有収水量

(指標の説明)

- 有収水量 1 m³当たりの使用料収入を表した指標。
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力をすべきとして、使用料徴収月 3,000 円 / 20 m³ (使用料単価 150 円) を前提として行われている。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 使用料単価は比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、愛知県平均と比較すると同水準となっており、また全国平均と比較すると低い水準となっています。

【財務の健全性】

繰入金対使用料割合

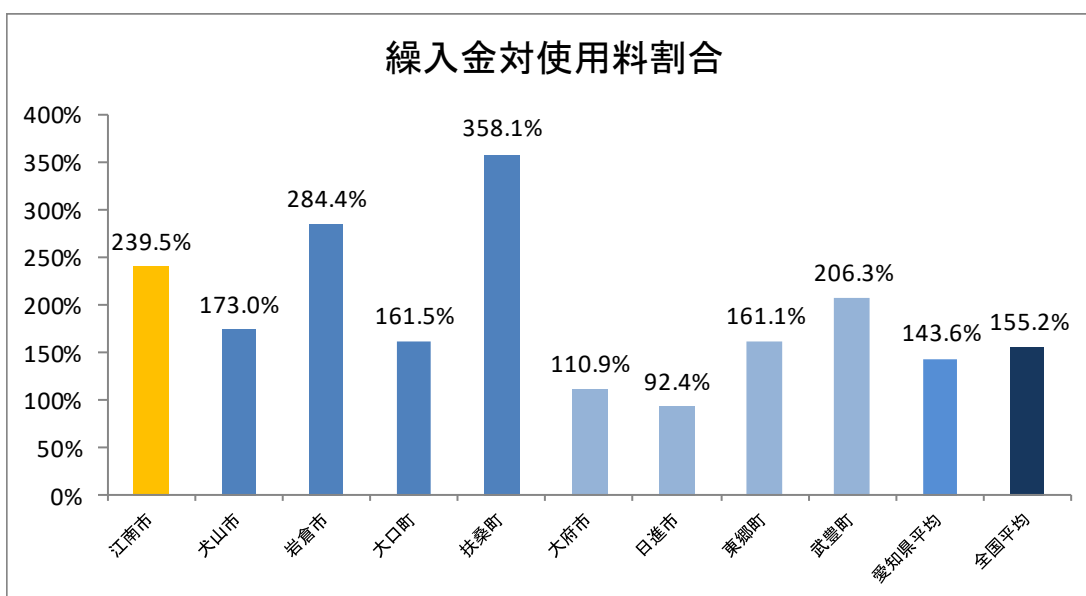
(算定式)

- 一般会計繰入金÷使用料収入×100

(指標の説明)

- 使用料収入に対する一般会計繰入金の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、一般会計繰入金に依存していることを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 繰入金対使用料割合は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。
- 本市は使用料収入の約 2.4 倍の一般会計繰入金に依存して、事業を運営していることを表しています。

【財務の健全性】

1人当たり企業債残高

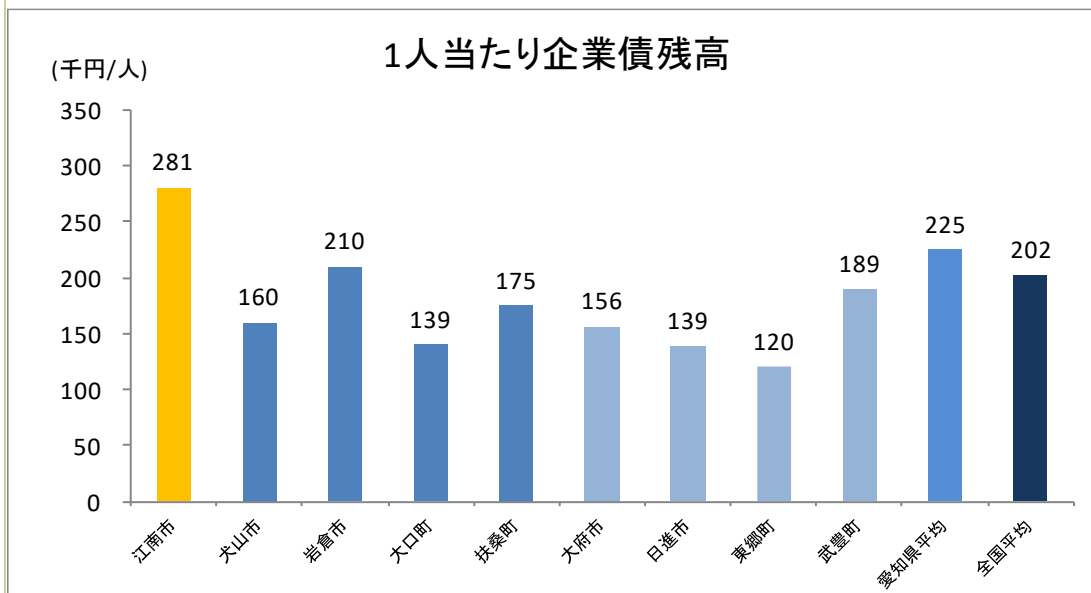
(算定式)

- 企業債残高÷処理区域内人口

(指標の説明)

- 処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、将来世代への負担が大きいことを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

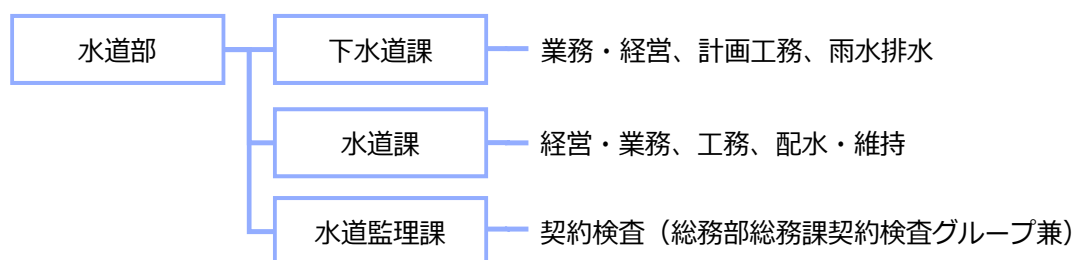
- 1人当たり企業債残高は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。

4. 組織の状況

(1) 事業運営組織

下水道事業は、課長以下の正規職員 14 名及び会計年度任用職員^{注15}により業務にあたっています。

【組織図】令和2年4月1日現在



(2) 組織の見通し

使用料の収納業務を平成 18 年 4 月 1 日から民間業者に委託しており、これまでも民間委託により人員削減を行いながら、限られた人員で業務を効果的・効率的に行えるよう、各職員が専門技術の習得に努めながら業務を行ってきました。

今後は、技術職員の世代交代を円滑に行い、培った技術を正確に継承していくことが課題となっています。

^{注15} 会計年度任用職員：地方公務員法の改正により令和2年度から新たに制度化された職のこと。一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の期間として任用される非常勤の地方公務員。

5. 投資及び財政に関する課題と解決に向けて

(1) 投資に関する課題

- ・今後も市内全域の下水道整備を進めていくと、整備が完了するまで、長期間にわたって多額の投資経費が必要となること。
- ・市街化調整区域は、市街化区域に比べ人口密度が低く、今後の高齢化や人口減少も踏まえると、投資効率が悪いこと。
- ・水洗化率が全国平均と比べて低めであるほか、比較団体と比べても低く、整備してもすぐに使用料収入に反映されにくいこと。

(2) 財政に関する課題

- ・整備過程で投資が続いているため、企業債及び一般会計繰入金に関する指標はいずれも比較団体を上回っており、比較団体に比べて企業債及び一般会計繰入金への依存度が高く、資金的には余裕がない状況であること。
- ・処理区域内に排出量の多い企業等の大口需要家が少なく、また使用料水準が全国平均と比較して低いことから、比較団体に比べ、使用料収入が少なく一般会計繰入金への依存度が高いこと。
- ・現状で企業債や一般会計繰入金に依存している財政体質であるうえに、今後の下水道整備を進めることにより、さらに企業債及び一般会計繰入金が増加する可能性が高いこと。

(3) 課題の解決に向けて

投資及び財政に関する課題の解決に向けて、人口減少等、将来の施設需要を見据え、適正な投資を行っていくことが重要であり、加えて、水洗化率向上に向けた施策の検討が必要です。

また、整備過程で増加する可能性がある企業債負担を考慮して、使用料、一般会計繰入金の構成比を検討した財政計画の策定も必要となります。

第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、人口減少等といった本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必要があります。

このことから、以下の2点を基本方針とし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が約60%普及しており、下水道事業の費用対効果が低い状況であることや、市街化区域に比べ人口密度が低く投資効率が悪い区域であるため、整備区域は市街化区域を原則とします。

市街化調整区域のうち、市街化区域に近接する区域については、下水道整備ニーズ、事業費、採算等を勘案して公共下水道の整備を検討し、人口減少・高齢化等を踏まえた将来の施設需要を見据えた適正な投資を行うことで、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク^{注16}の実現に取り組みます。

(2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて使用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業^{注17}の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

^{注16} コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策で、人口減少や高齢化が進む中にあっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

^{注17} 地方公営企業：地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。

第4章 投資・財政計画

下水道事業は、下水道施設の健全性を維持することが安定した汚水処理を行うための前提条件となります。一方で、健全性を維持するための投資には多額の費用が必要となるため、「投資試算」（整備等にかかる投資の見通し）と「財源試算」（使用料収入等の財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

【これまでの主な経費削減の取り組み】

- 幹線ルートや処理分区の見直しによる整備の効率化
- 共同企業体^{注18}による入札（発注事務や工事共通費等の削減）
- 小口径マンホール採用、マンホールポンプ^{注19}の設置等の低コスト手法の導入
- ICT^{注20}を活用した下水道管情報の提供
- 水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理

これまで本市では、投資及び財政面の課題に対応するため、上記のような取り組みを実施することにより経費削減を行ってきました。

今後も経費削減の取り組みは継続していきますが、本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、投資の合理化（事業運営にかかる経常的な経費の更なる削減等）や財源見直し（水洗化率の向上に向けた施策を行うことによる使用料収入の増加等）により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

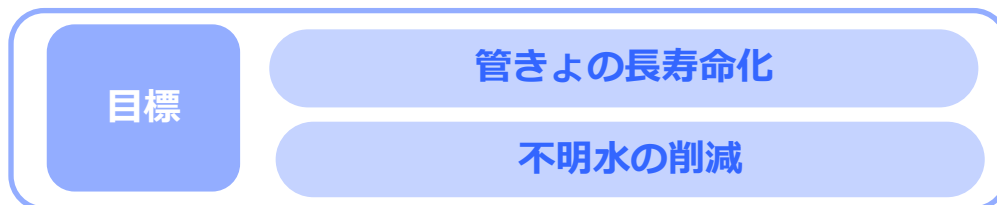
注18 共同企業体：建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

注19 マンホールポンプ：下水道は勾配を利用した自然流下により汚水を下水道処理場まで流入しており、汚水の流入が自然流下だけでは困難な場合、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設。

注20 ICT：Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

1. 投資に関する取り組み

(1) 投資目標



本市の下水道事業は平成5年度に整備開始し、平成14年度に供用開始しているため法定耐用年数（50年）に達する管きよはありません。しかし、法定耐用年数到達時での更新を行った場合の投資試算を行った結果、管きよの更新に伴う多額の建設改良費が令和28年度以降に発生し、急激な資金不足となる見通しのため、アセットマネジメント^{注21}の考えに基づく適切な維持管理により管きよの長寿命化を行うことで、更新時期を遅らせ費用の抑制を行うことを投資の目標とします。

また、適切な維持管理により不明水^{注22}を減らすことで、流域下水道維持管理費負担金^{注23}の削減もめざします。

(2) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化に関する事項

令和4年度策定予定の愛知県広域化・共同化計画の中で、近隣市町と維持管理・事務の共同化（排水設備指定登録等事務の共同化、管きよの調査の共同化等）を検討しています。

引き続き、広域化・共同化について、愛知県や近隣市町と積極的な情報交換等を行い、効率的な事業運営を検討します。

② 投資の平準化に関する事項

本市は供用開始年度が平成14年度と比較的遅いため、管きよは老朽化していない状況となっています。しかし、下水道施設全体の健全性を維持するためには、施設の長寿命化を推進するとともに計画的な更新投資が必要であり、既存施設の長寿命化計画や更新計画を策定するなど投資の平準化に取り組みます。

^{注21} アセットマネジメント：持続可能な下水道事業の経営にあたって、下水道施設の老朽化や職員数の減少といった今後の課題に対応するため、施設・設備といったモノの管理だけでなく、ヒト、モノ、カネを含めて総合的に資産管理すること。

^{注22} 不明水：汚水管きよに、老朽化等何らかの原因で流入する雨水や地下水の総称。

^{注23} 流域下水道維持管理費負担金：都道府県が管理する下水道処理場の維持管理に要する経費について、処理場を利用する市町村が一定割合負担するもの。

2. 財政に関する取り組み

(1) 財政目標



水洗化率は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。一般的に下水道事業は、整備をしてから市民等が接続するまでに年数がかかるため、整備後すぐに使用料収入には反映されにくい性質を持ちますが、水洗化率を向上させる取り組みの推進により、計画期間内に収益の黒字化が達成できるよう 90%以上をめざします。

経費回収率は、愛知県平均及び比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、全国平均と比較すると低い水準となっています。下水道事業は独立採算制を原則とすることから 100%以上をめざします。

使用料収入に対して一般会計からどの程度税金を繰り入れているかを示す繰入金対使用料割合について、本市は多くの比較団体を上回っており、さらに 1 人当たり企業債残高についても比較団体を上回っていることから、本市の下水道事業は企業債及び一般会計繰入金への依存を高めることにより、比較団体と同程度の収益性を維持しています。しかし、本市では下水道整備以外の大型プロジェクトの実施等も控え、厳しい財政状況の中では、これまでと同程度の額の一般会計繰入金による収入は困難であることから、一般会計繰入金が必要最小限の額となるよう基準外繰入金の抑制をめざします。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項

経営戦略の策定においては、令和 12 年度までの 10 年間の計画期間内で、当期純損益の黒字化が求められています。

本市では、令和 2 年度に法適化し、使用料の対象となる経費についての的確な把握と、減価償却費^{注24}を含め正確に財源試算を行った結果、計画期間内の当期純損益の黒字化を達成するためには、使用料の改定による収入の増加が急務となっています。このことから、今後は、使用料の見直しを検討します。

※今後 20 年間の投資・財政計画では、令和 5、9、13、17 年度に使用料を改定すると仮定しています。

3. その他の経費についての考え方

(1) 民間活力の活用に関する事項

地方公営企業を取り巻く環境の著しい変化や、厳しい経営環境に対応するため、経営基盤の強化や効率化に向けての更なる取り組みが要請されています。こうした中で、事務事業の再編・整理、廃止・統合や、民間企業へ任せの方が効率的かつ効果的な業務については、委託等を検討することが求められています。

本市においても、使用料の収納事務等を平成 18 年 4 月 1 日から民間業者に委託しており、これまでも民間ノウハウの活用について検討してきました。

今後も引き続き、効率化が可能な範囲とその効果、更なる改善点を検討し、たとえば下水道施設について、維持管理の包括的民間委託（複数事業での一括契約）等を検討するなど経費削減をめざします。

(2) 職員給与費に関する事項

本市は、令和 5 年度で市街化区域の整備完了を目標としているため、整備完了に向けて、職務分担の見直しや業務の効率化を推進するとともに、整備完了後の職員数の削減をめざします。

また、業務の効率化にあたっては、民間ノウハウの活用を検討します。

^{注24} 減価償却費：時間の経過等により価値が減少する固定資産（管きよ、マンホールポンプ等）について、取得に要した金額を法定耐用年数に基づき年度ごとに費用化するもの。

(3) 動力費に関する事項

マンホールポンプは、省電力機器への切替えや電力契約自由化を活用し、廉価な料金提供を行う電力会社への契約変更を検討するなど動力費削減をめざします。

(4) 修繕費に関する事項

江南市公共下水道事業計画等に基づき、計画的な修繕を実施します。また、予防保全を行うことにより修繕費の平準化・削減をめざします。

(5) 加入促進への取り組みに関する事項

生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道未接続者への戸別訪問を実施し、接続工事費に対する融資あっせん制度等各種補助制度の更なる周知に努めます。また、加入促進訪問台帳の状況を整理するためのデータベースを構築し、未接続世帯の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行います。戸別訪問結果を踏まえ、接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の加入促進事業に反映させ、効率的な啓発を行うことで水洗化率の向上をめざします。

(6) 使用料等の適切な徴収に関する事項

使用料や受益者負担金^{注25}等は、各種法令等を遵守し徴収漏れや誤徴収等が発生しないよう徴収事務にあたり、また、滞納者への滞納整理事務を適切に行うことで、収納率の向上をめざします。

^{注25} 受益者負担金：下水道施設の整備に要する費用の一部に充てるため、下水道が整備されることによって便益を受ける土地の所有者等に負担してもらうもの。

4. 投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明

（1）前提条件

投資・財政目標を踏まえた、今後 20 年間における投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての、投資・財源試算の前提条件は次のとおりです。

		項目	前提条件	
収益的 収支 注26	収入	営業収益	料金収入	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定 （処理区域内人口×水洗化率×一人当たり有収水量×年間日数×使用料単価（※）で算定） ※令和 5、9、13、17 年度に使用料を改定すると仮定
			その他	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定
		営業外収益	長期前受金戻入 ^{注27}	将来の投資計画を踏まえて算定
			補助金	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定
	その他		直近予算に基づき算定	
	支出	営業費用	職員給与費	直近予算に基づき算定
			減価償却費	将来の投資計画を踏まえて算定
			その他	過年度の実績を踏まえた将来見込み又は直近予算に基づき算定
		営業外費用	支払利息	財政計画に基づき算定
			その他	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定
特別損益			ゼロとして算定	
資本的 収支 注28	収入	企業債	財政計画に基づき算定	
		他会計補助金	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		国（県）補助金	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		工事負担金	過年度の実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		その他	ゼロとして算定	
	支出	建設改良費	工事請負費は投資計画に基づき算定 その他の経費は、過年度の実績を踏まえた将来見込み又は直近予算に基づき算定	
		企業債償還金	財政計画に基づき算定	
		その他	ゼロとして算定	

^{注26} 収益的収支：施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については使用料や一般会計繰入金等、支出については施設維持管理費や支払利息等がある。

^{注27} 長期前受金戻入：固定資産を取得（建設）したときに、その財源として国庫補助金等が交付される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上し、その分割された収入を長期前受金戻入という。減価償却費と対になるもの。

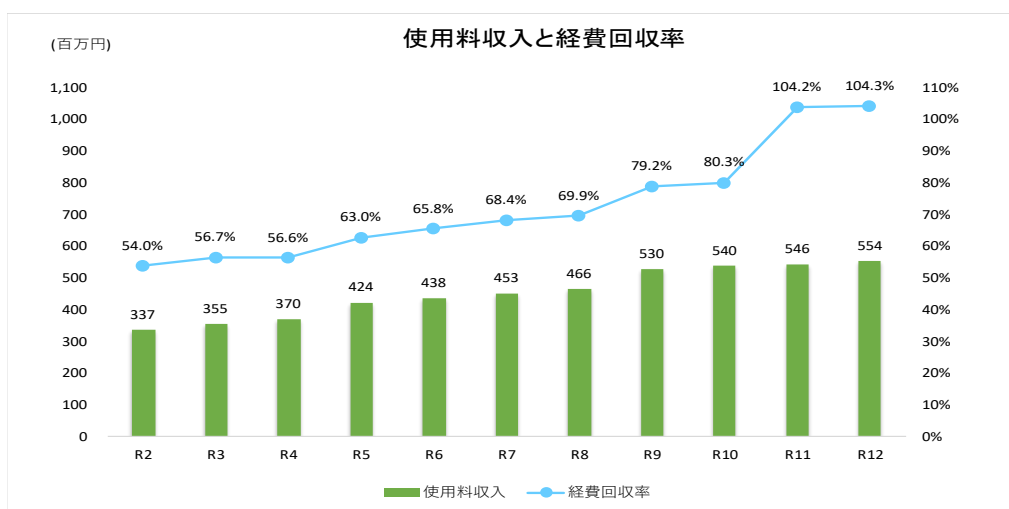
^{注28} 資本的収支：新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出のこと。収入については受益者負担金や国庫補助金等、支出については建設改良費や企業債の返還元金等がある。

(2) 主な指標の推移

策定した投資・財政計画において、10年間の計画期間内の目標として掲げた主な指標の推移は次のとおりです。なお、使用料について、計画期間内では、令和5年度に135円、令和9年度に150円に改定すると仮定して試算しています。

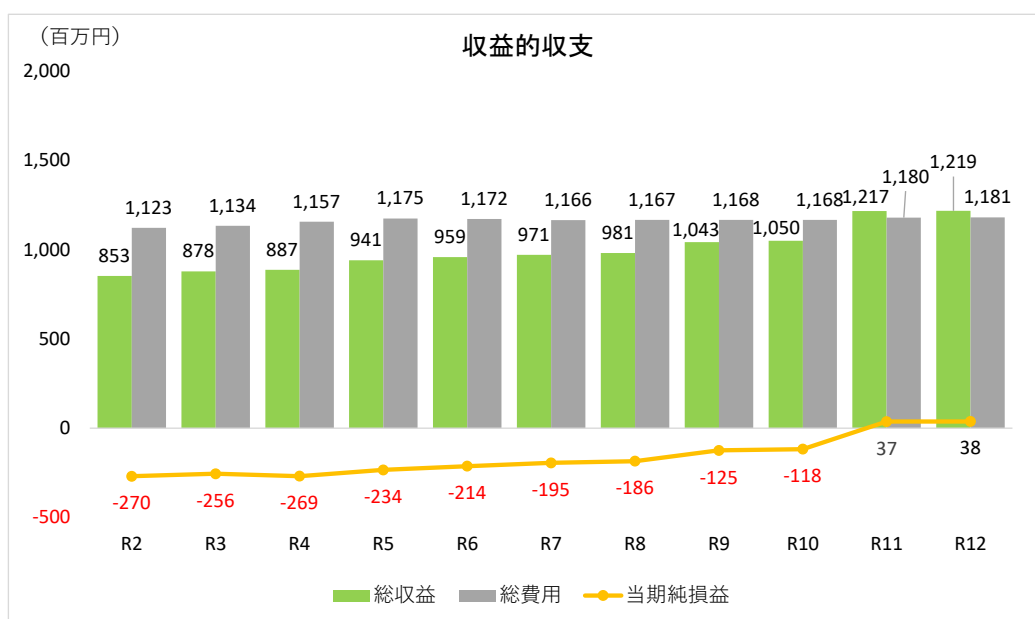
① 使用料収入と経費回収率

経費回収率は、企業会計への移行により算出方法が変更となったため、令和2年度より低下していますが、令和11年度に104.2%と、100%を達成できる見通しとなります。



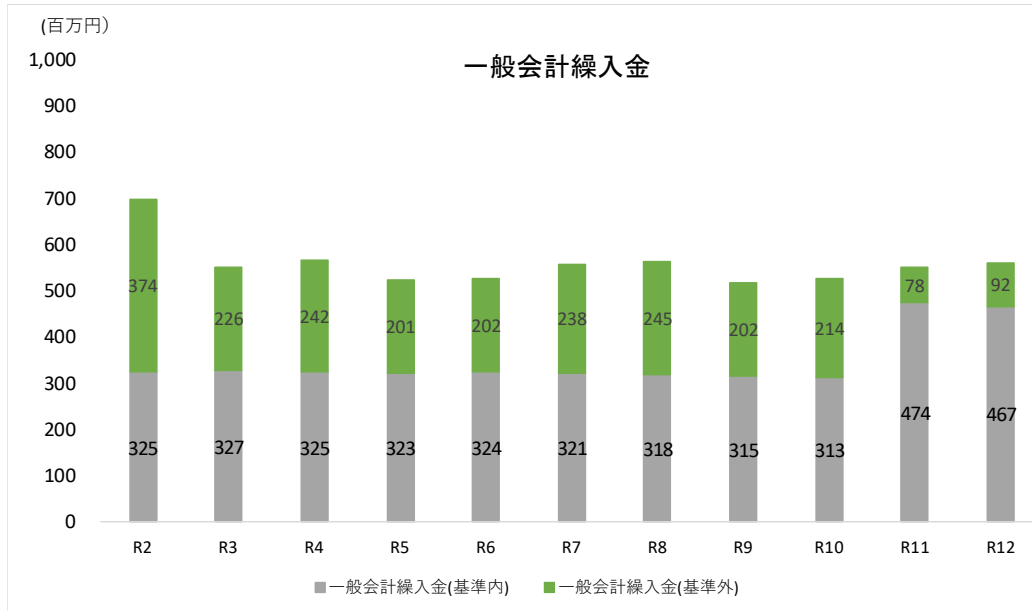
② 収益的収支

当期純損益は、令和11年度に37百万円の黒字化を達成できる見通しとなります。



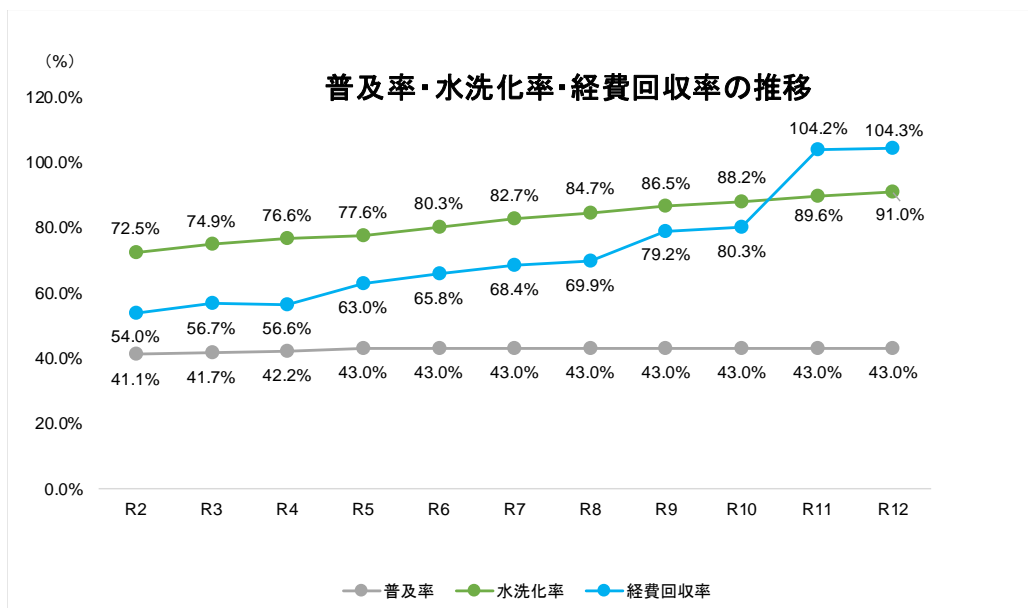
③ 一般会計繰入金

一般会計繰入金のうち基準外繰入金は、令和 11 年度は令和 2 年度と比較して約 80% の削減となり、大きく抑制できる見通しとなります。



④ 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、普及率の増加と水洗化率向上の取り組みの推進により、使用料収入が増えることで徐々に向上し、加えて、使用料を適宜見直し、たとえば令和 5 年度に 135 円、令和 9 年度に 150 円に改定することで更なる向上につなげます。この場合、令和 11 年度には 100% 以上に達する見通しとなります。



(3) 投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度																					
		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	633,667	656,123	668,536	721,289	737,281	749,594	759,821	821,097	827,801	995,243	996,495	1,052,562	896,721	896,874	896,255	970,274	969,260	966,449	964,520	961,542	958,174	
	(1) 料 金 収 入	336,963	355,030	370,299	424,360	438,398	452,855	465,505	530,342	539,612	545,950	553,582	614,263	616,673	617,718	618,048	693,114	692,771	691,070	689,169	687,291	685,421	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	296,704	301,093	298,237	296,930	298,883	296,739	294,316	290,755	288,189	449,293	442,913	438,300	280,048	279,156	278,207	277,160	276,488	275,379	275,352	274,251	272,753	
	2. 営 業 外 収 益	219,321	222,096	218,856	219,325	221,289	221,600	221,483	221,916	222,074	221,729	222,449	221,152	220,996	219,689	218,871	219,388	218,929	220,366	218,039	218,197	215,219	
	(1) 補 助 金	16,922	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422	14,422
	他 会 計 補 助 金	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922	9,922
	そ の 他 補 助 金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	202,337	207,612	204,372	204,841	206,805	207,116	206,999	207,432	207,590	207,245	207,965	206,668	206,512	205,205	204,387	204,904	204,445	205,882	203,555	203,713	200,735	
	(3) そ の 他	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
収 入 計 (C)	852,989	878,219	887,391	940,614	958,570	971,194	981,304	1,043,613	1,049,875	1,216,972	1,218,945	1,273,715	1,117,717	1,116,564	1,115,126	1,189,662	1,188,188	1,186,815	1,182,559	1,179,739	1,173,393		
支 出	1. 営 業 費 用	936,733	967,665	1,000,400	1,019,532	1,046,136	1,055,902	1,067,309	1,077,989	1,086,149	1,106,429	1,114,601	1,119,751	1,123,657	1,126,211	1,128,359	1,131,116	1,133,165	1,135,736	1,136,325	1,136,068	1,138,431	
	(1) 職 員 給 与 費	51,260	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	48,002	
	基 本 給	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	21,221	
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	30,039	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	26,781	
	(2) 経 費	326,781	341,173	369,373	382,350	393,064	397,132	405,766	414,263	420,349	439,679	447,036	448,910	450,898	450,559	450,288	451,296	451,147	453,069	450,646	450,196	453,811	
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	修 繕 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	326,781	341,173	369,373	382,350	393,064	397,132	405,766	414,263	420,349	439,679	447,036	448,910	450,898	450,559	450,288	451,296	451,147	453,069	450,646	450,196	453,811	
(3) 減 価 償 却 費	558,692	578,490	583,025	589,180	605,070	610,768	613,542	615,723	617,798	618,747	619,562	622,839	624,758	627,850	630,068	631,817	634,015	634,665	637,677	637,870	636,618		
2. 営 業 外 費 用	186,179	166,735	156,423	155,364	126,057	110,053	99,644	90,119	81,624	73,877	66,775	60,202	54,267	49,145	44,352	39,987	36,109	32,757	29,683	26,661	24,617		
(1) 支 払 利 息	160,482	148,315	138,200	128,778	117,772	106,714	96,320	86,797	78,307	70,575	63,427	56,929	50,995	45,875	41,082	36,717	32,839	29,417	26,335	23,392	20,897		
(2) そ の 他	25,697	18,420	18,223	26,586	8,285	3,339	3,324	3,321	3,317	3,303	3,348	3,273	3,272	3,271	3,270	3,270	3,269	3,341	3,347	3,269	3,720		
支 出 計 (D)	1,122,911	1,134,400	1,156,823	1,174,896	1,172,193	1,165,955	1,166,953	1,168,107	1,167,773	1,180,306	1,181,376	1,179,953	1,177,924	1,175,357	1,172,711	1,171,102	1,169,274	1,168,493	1,166,008	1,162,729	1,163,048		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 269,923	△ 256,181	△ 269,431	△ 234,282	△ 213,622	△ 194,761	△ 185,649	△ 125,094	△ 117,898	36,666	37,569	93,762	△ 60,207	△ 58,793	△ 57,585	18,560	18,915	18,322	16,551	17,010	10,345		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 269,923	△ 256,181	△ 269,431	△ 234,282	△ 213,622	△ 194,761	△ 185,649	△ 125,094	△ 117,898	36,666	37,569	93,762	△ 60,207	△ 58,793	△ 57,585	18,560	18,915	18,322	16,551	17,010	10,345		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 269,923	△ 526,104	△ 795,535	△ 1,029,817	△ 1,243,440	△ 1,438,201	△ 1,623,850	△ 1,748,943	△ 1,866,841	△ 1,830,175	△ 1,792,606	△ 1,698,844	△ 1,759,051	△ 1,817,844	△ 1,875,429	△ 1,856,869	△ 1,837,955	△ 1,819,633	△ 1,803,082	△ 1,786,072	△ 1,775,727		
流 動 資 産 (J)	538	721	988	661	922	1,377	975	459	71	289	402	314	376	549	378	924	786	959	697	386	554		
う ち 未 収 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流 動 負 債 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
う ち 建 設 改 良 費 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
う ち 未 払 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-426%	-801%	-1190%	-1427%	-1686%	-1918%	-2137%	-2130%	-2252%	-1838%	-1798%	-1614%	-1961%	-2026%	-2092%	-1913%	-1892%	-1882%	-1869%	-1857%	-1853%		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	633,667	656,123	668,536	721,289	737,281	749,594	759,821	821,097	827,801	995,243	996,495	1,052,562	896,721	896,874	896,255	970,274	969,260	966,449	964,520	961,542	958,174		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	633,667	656,123	668,536	721,289	737,281	749,594	759,821	821,097	827,801	995,243	996,495	1,052,562	896,721	896,874	896,255	970,274	969,260	966,449	964,520	961,542	958,174		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

資本的収支		(単位:千円)																					
年 度		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
区 分																							
資本的 収入	1. 企業債	846,700	641,700	624,100	877,200	501,200	409,100	380,100	351,183	308,516	280,100	237,107	188,100	126,100	93,100	81,100	81,100	81,100	91,511	92,518	81,100	146,946	
	うち資本費平準化債	0	234,000	268,000	296,000	299,000	328,000	299,000	269,000	226,000	199,000	149,000	107,000	45,000	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	374,000	226,000	242,000	201,000	202,000	238,000	245,000	202,000	214,000	78,000	92,000	49,000	215,000	223,000	221,000	126,000	108,000	95,000	87,000	75,000	76,000	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	27,946	26,491	26,491	26,491	25,528	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	140,050	132,350	131,200	231,950	17,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	103,271	32,385	31,365	22,610	36,413	770	604	576	527	371	866	42	28	18	12	8	5	787	861	1	4,957	
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,491,967	1,058,926	1,055,156	1,359,251	782,941	672,435	650,269	578,323	547,607	383,036	354,538	261,707	365,693	340,683	326,677	231,673	213,670	211,862	204,944	180,666	252,468	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	1,491,967	1,058,926	1,055,156	1,359,251	782,941	672,435	650,269	578,323	547,607	383,036	354,538	261,707	365,693	340,683	326,677	231,673	213,670	211,862	204,944	180,666	252,468	
資本的 支出	1. 建設改良費	1,100,517	619,756	563,060	906,096	277,432	127,850	127,720	129,131	129,395	128,818	136,142	127,855	127,855	127,855	127,855	127,855	127,855	140,169	141,360	127,855	205,738	
	うち職員給与費	52,683	52,683	52,683	52,683	48,831	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	44,979	
	2. 企業債償還金	572,601	605,237	647,448	681,122	710,672	760,555	751,366	740,556	718,585	709,791	675,735	651,407	603,349	583,840	574,624	556,278	541,972	527,279	523,281	511,824	507,404	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	1,673,118	1,224,993	1,210,508	1,587,218	988,104	888,405	879,086	869,687	847,979	838,609	811,877	779,262	731,204	711,695	702,479	684,133	669,827	667,449	664,641	639,679	713,142		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	181,151	166,067	155,353	227,967	205,163	215,971	228,817	291,364	300,372	455,573	457,340	517,555	365,511	371,013	375,802	452,460	456,158	455,586	459,697	459,014	460,674		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	△ 95,258	△ 51,552	△ 46,398	△ 77,583	△ 20,782	△ 7,534	△ 7,522	△ 7,650	△ 7,674	△ 7,622	△ 8,288	△ 7,534	△ 7,534	△ 7,534	△ 7,534	△ 7,534	△ 7,534	△ 8,654	△ 8,762	△ 7,534	△ 14,614	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	95,258	51,552	46,398	77,583	20,782	7,534	7,522	7,650	7,674	7,622	8,288	7,534	7,534	7,534	7,534	7,534	7,534	8,654	8,762	7,534	14,614	
計 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補填財源不足額 (E)-(F)	181,151	166,067	155,353	227,967	205,163	215,971	228,817	291,364	300,372	455,573	457,340	517,555	365,511	371,013	375,802	452,460	456,158	455,586	459,697	459,014	460,674		
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	11,233,767	11,270,231	11,246,882	11,442,961	11,233,489	10,882,033	10,510,767	10,121,394	9,711,326	9,281,635	8,843,007	8,379,700	7,902,451	7,411,711	6,918,187	6,443,009	5,982,137	5,546,368	5,115,605	4,684,881	4,324,423		
○他会計繰入金		(単位:千円)																					
年 度	令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度		
区 分																							
収益的収支分		296,669	300,418	298,187	296,880	298,833	296,689	293,641	290,705	288,139	449,243	442,863	438,250	279,998	279,106	278,157	277,110	276,438	275,329	275,302	274,201	272,703	
	うち基準内繰入金	296,669	300,418	298,187	296,880	298,833	296,689	293,641	290,705	288,139	449,243	442,863	438,250	279,998	279,106	278,157	277,110	276,438	275,329	275,302	274,201	272,703	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収支分		401,946	252,491	268,491	227,491	227,528	262,565	269,565	226,565	238,565	102,565	116,565	73,565	239,565	247,565	245,565	150,565	132,565	119,565	111,565	99,565	100,565	
	うち基準内繰入金	27,946	26,491	26,491	26,491	25,528	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	24,565	
	うち基準外繰入金	374,000	226,000	242,000	201,000	202,000	238,000	245,000	202,000	214,000	78,000	92,000	49,000	215,000	223,000	221,000	126,000	108,000	95,000	87,000	75,000	76,000	
合 計		698,615	552,909	566,677	524,370	526,361	559,254	563,206	517,270	526,703	551,808	559,428	511,814	519,562	526,671	523,722	427,675	409,003	394,894	386,866	373,766	373,268	

第5章 経営戦略の事後検証等

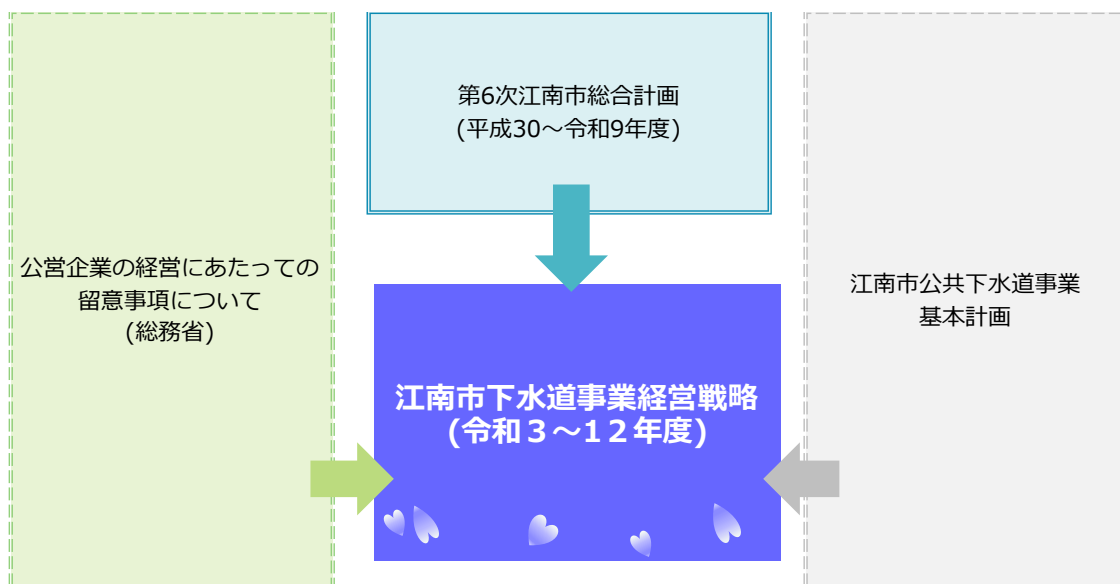
1. 経営戦略の見直しの方針

経営戦略は、令和12年度までの10年間の計画ですが、社会情勢が大きく変化する昨今では、今後、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが予想されます。

経営戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行い、計画の中間期には検証を行います。

2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

計画の中間期には、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を公表します。





【発行】

愛知県江南市

〒483-8701

愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-54-1111 (代)

【編集】

水道部下水道課